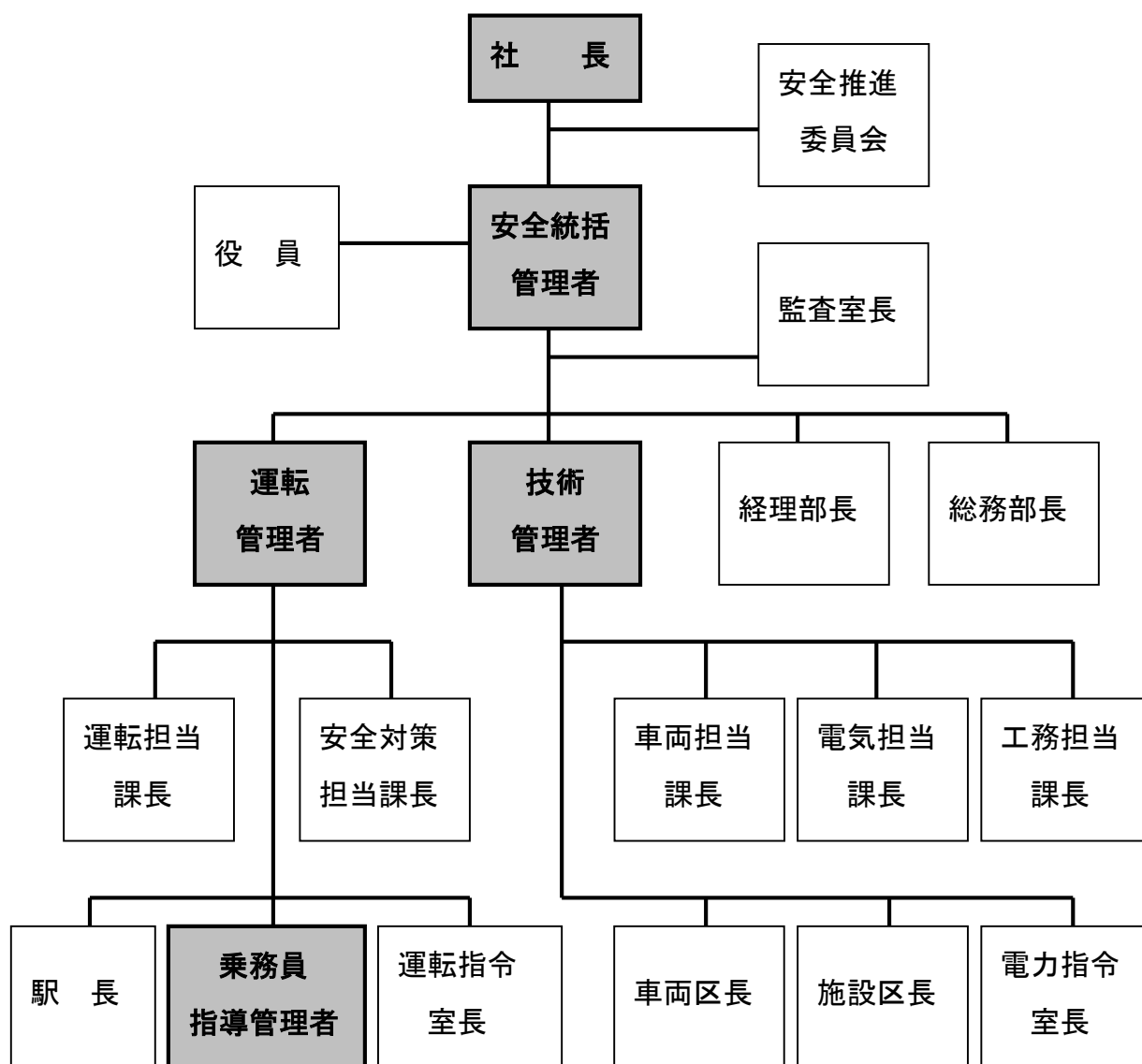


5. 安全管理体制と方法

(1) 安全管理体制

2006年10月1日に「安全管理規程」を制定し、社長をトップとする安全管理体制を構築して運用しています。この組織の中で、「安全統括管理者」「運転管理者」「技術管理者」「乗務員指導管理者」が、それぞれの責務を明確にしたうえで、安全確保のための役割を担っています。

【安全管理体制図】



社長、安全統括管理者ならびに各管理者の役割は以下のとおりです。

社 長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。
安全統括管理者	輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
運 転 管 理 者 (運輸部長)	安全統括管理者の指揮の下、運転に関する事項を統括する。
乗務員指導管理者 (乗務区長)	運転管理者の指揮の下、運転士の資質の保持に関する事項を管理する。
技 術 管 理 者 (技術・企画部担当部長)	安全統括管理者の指揮の下、施設及び車両に関する事項を統括する。

(2) 安全管理の方法

◆ 安全に関する会議

月1回、社長を委員長とする「安全推進委員会」を開催し、この会議で原因の究明や再発防止策のに向けた議論を行なっています。また、安全に関する安全5ヵ年計画なども同委員会において策定し、全社員に周知を図っています。

◆ 事故発生時の緊急体制

鉄道事故や自然災害が発生した場合に備え、緊急時の連絡対応体制を整備しています。状況により対策本部を設置して対応にあたります。

◆ 列車事故防止安全総点検職場巡視

夏季輸送安全総点検、年末年始輸送安全総点検実施期間において、社長をはじめとする会社幹部による職場巡視を実施し、社員との意見交換を通じて安全管理の状況を確認しています。



〔列車事故防止安全総点検職場巡視〕

(3) 安全管理の確認

当社では安全管理体制についてP D C Aサイクルがしっかり回っているか、内部監査などを通して定期的に確認し、その結果を安全推進委員会で議論し改善に努めています。

